

| | |
|-----|-----------------|
| 制定日 | 令和 7 年 10 月 1 日 |
|-----|-----------------|

いなべ市
教育情報セキュリティ基本方針
(第1版)

制定改定履歴

| 版 No | 制改定 年月日 | 制改定 理由 | 制改定 内容 | 承諾 | 審査 |
|------|------------|-----------|-----------|----|----|
| 1 版 | R7.10.1 | 初版制定 | | | |
| | | | | | |

目 次

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 定義 | 1 |
| 3 | 対象とする脅威 | 2 |
| 4 | 適用範囲 | 2 |
| 5 | 職員等の守秘義務 | 3 |
| 6 | 教育情報セキュリティ対策 | 3 |
| 7 | 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施 | 4 |
| 8 | 教育情報セキュリティポリシーの見直し | 4 |
| 9 | 教育情報セキュリティ対策基準の策定 | 4 |

1 目的

本基本方針は、本市の情報セキュリティポリシーに準じ、本市の学校教育に係る情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク (network)

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム (information system)

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ (information security)

情報資産の機密の保持並びに正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

(4) 教育情報セキュリティポリシー (information security policy)

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性 (confidentiality)

情報にアクセスすることが許可された者だけがアクセスできる状態を確実にすることをいう。

(6) 完全性 (integrity)

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性 (availability)

許可された利用者が必要ときに情報にアクセスできる状態を確実にすることをいう。

(8) 校務系情報 (school affairs information)

児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報など、学校等が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。

(9) 学習系情報 (learning information)

児童生徒のワークシート、作品など、学校等が保有する情報資産のうち、それら情報を教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。

(10) 校務系システム (school affairs system)

校務系情報を取り扱うネットワーク、サーバ及び端末から構成されるシステム(校

務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムを含む。)をいう。

(11) 学習系システム (learning system)

学習系情報を取り扱うネットワーク、サーバ、児童生徒が利用する学習者用端末、及び教員が学習系情報へのアクセスに用いる指導者用端末から構成されるシステム(学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムを含む。)をいう。

(12) 学校情報システム (school information system)

校務系システム及び学習系システムを合わせた総称

(13) 通信経路の分割 (division of communication path)

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(16) 約款による外部サービス (external services according to the terms and conditions)

インターネット上に約款を掲示し、同意した利用者に対して情報処理機能を提供するサービス(電子メール及びファイルストレージ、ファイル転送サービス等)であり、利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものを除く。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的
要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及

4 適用範囲

(1) 組織の範囲

本基本方針が適用される組織は、いなべ市立小学校及びいなべ市立中学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア 前項の学校等で取り扱う校務系情報及び学習系情報
- イ 学校情報システム及びその構成要素(これらに関する設備を含む。)
- ウ 学校情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書(教職員等の遵守義務)

5 教職員等の守秘義務

教職員等は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、教職員等は、学校情報セキュリティポリシーのみならず、関連する法律・条例等についてもこれを遵守しなければならない。

6 教育情報セキュリティ対策

対象とする脅威から情報資産を保護するために、以下の教育情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

学校情報セキュリティポリシーの適用対象とする情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ、教室、通信回線及び教職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(7) 外部サービスの利用

外部委託を行う場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保され

ていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用に係る規程を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する教育情報セキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定めるいなべ市教育情報セキュリティ対策基準を策定する。